

公表

事業所における自己評価結果

事業所名		鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園 保育所等訪問支援		公表日		
				7年 3月 31日		
		チェック項目	はい	いいえ	工夫していると思う点・改善が必要だと思われる点など	課題や改善すべき点
環境・整備・運営	1	訪問支援に使用する場合の教具教材は適切であるか。	2			
	2	利用希望者に対して、職員の配置数は適切であるか。	2			
業務改善	3	業務改善を進めるためのPDCA サイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。	2			
	4	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	2			
	5	従業者の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	2			
	6	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。	2			
	7	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	2			
適切な支援の提供	8	個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、保育所等訪問支援計画を作成しているか。	2			
	9	保育所等訪問支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	2		主に児童発達支援管理責任者が計画を立てているが、子供の支援にかかわる職員からも様子を聞くとともに保護者と話し合いながら目標を決めている	
	10	保育所等訪問支援計画を作成する際には、訪問先施設の担当者等と連携し、訪問先施設や担任等の意向を盛り込んでいるか。	1	1	保護者の意向を聞き取ることが多く、担任などの意向をあまり聞いていなかった	今後、担任の意向も聞き、より納得する形で目標を立てるようにしたい
	11	保育所等訪問支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	1	1	職員に訪問した後に、担任など支援者に報告しているが、さらに情報共有を行ってほしい	漏れがないように情報を共有したい
	12	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。		2	療育現場ではアセスメントを行っているが、訪問先でのアセスメントを行うことはあまりなく、行動観察でとどまっていた	フォーマルなアセスメントはたぶん実際には難しいと思うので、先生と協力し、インフォーマルなアセスメントを行うよう取り組んでいきたい 今後他機関とも連携し、対応していくことが必要
	13	保育所等訪問支援計画には、保育所等訪問支援ガイドラインの「保育所等訪問支援の具体的な内容」も踏まえながら、具体的な支援内容が設定されているか。	2			
	14	保育所等訪問支援計画が職員間で共有され、計画に沿った支援が行われているか。	1	1	職員に訪問した後に、担任など支援者に報告しているが、さらに情報共有を行ってほしい	
	15	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。	1	1	訪問支援員の人数が少ないので訪問へは一人で行くため、チームでの支援は行っていない	今後担当していない訪問先も相談しながらできるとよい
	16	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	2		情報共有を行い、訪問で感じた疑問点などを担任に確認し、また訪問時に報告できるようにしている	
	17	保育所等訪問支援を実施する際、訪問先の理念や支援手法を尊重して支援を行っているか。	2			
	18	毎回の支援に関して、記録を取ることを徹底し、支援の検証・改善に繋げているか。	2			
	19	定期的に保護者や訪問先の意向の確認やモニタリングを行い、保育所等訪問支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	2			

関係機関や保護者との連携	20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。	1	1	サービス担当者会議を行うことが少なかった	会議の際には子どもの様子をよくわかる職員と出席したい。訪問へは、担任と一緒にいくこともある
	21	地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	2		十分ではないが、必要に応じて連携している	
	22	就学時の移行の際には、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	1	1	今年度就学児がいなかった	
	23	質の向上を図るため、積極的に専門家や専門機関等に助言を受けたり、職員を外部研修に参加させているか。	2		研修には参加しているが、訪問に関する研修には参加していない	訪問に関する研修にも参加するよう努めたい
	24	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか。	1	1	会議にはあまり参加することがない	機会を設けて参加することも検討する
	25	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。	2			
	26	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	1	1	数が少ないが、事業所で研修会を企画し、実施することができた。	定期的なプログラムを提供していく必要がある
保護者等への説明等	27	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	2			
	28	訪問先施設に対し、事業の趣旨や訪問支援の目的等について適切に説明を行っているか。	2		一度行ったところへは、了解されているとして省略することがある	適宜確認しながら行いたい
	29	保育所等訪問支援計画を作成する際には、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、こどもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	2			
	30	「保育所等訪問支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から保育所等訪問支援計画の同意を得ているか。	2			
	31	定期的に、家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか。	2			
	32	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。	1	1	数は多くないが、保護者研修を行ったり、兄弟が参加可能な行事を行うなどしている。	今後も対応していく必要がある
	33	こどもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、こどもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	2			
	34	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。	2			
	35	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	2		定期的に研修を受け、知識をアップデートしたり、再認識し、個人情報について危機感を常に持てるようにする必要がある	
	36	障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	2			
訪問先施設への説明等	37	訪問支援に加え、訪問先からの相談等に適切に応じる体制を整え、必要な助言や支援を行っているか。	2		今後も相談しやすい環境づくりが必要だと思う	
	38	保育所等訪問支援の実施後に、訪問先施設とカンファレンスを行っているか。	2			
	39	保育所等訪問支援の実施後に、家族等へ適切に支援内容等の共有を行っているか。	2			
	40	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	2			
	41	訪問先施設からの相談に適切に応じ、信頼関係を築きながら、専門的な助言を行っているか。	2		信頼関係ができるよう、努めているが、対象児の訪問先滞在時間が短いため、目的意識が薄い訪問先もある	積極的に訪問先から意見を求める機会も必要である

非常時等の対応	42	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	2			
	43	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	2			
	44	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	2			
	45	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	2			
	46	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか。	2			

- ※1 「本人にわかりやすく構造化された環境」とは、子ども本人がこの部屋で何をするのかわかりやすいよう、机や本棚の配置などを工夫することです。
- ※2 「支援プログラム」とは、事業所における総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、事業所で行われている取組等について示し、公表することが求められています。
- ※3 「児童発達支援計画（個別支援計画）」は、児童発達支援を利用する個々の子どもについて、その有する能力、置かれている環境や日常生活全般の状況に関するアセスメントを通じて、総合的な支援方針や支援目標及び達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、支援を提供する上での留意事項などを記載する計画のことです。これは、児童発達支援センター又は児童発達支援事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、保護者等への説明を行うとともに同意を得ることが義務付けられているものです。
- ※4 「活動プログラム」は、事業所の日々の支援の中で、一定の目的を持って行われる個々の活動のことです。子どもの発達の状況や障害の特性等に応じて柔軟に組み合わせて実施されることが想定されています。
- ※5 「ペアレント・トレーニング」は、保護者が子どもの障害の特性やその特性を踏まえた子どもへの関わり方を学ぶことにより、子どもの行動変容することを目標とします。